

「十和田地区オフィス町内会」運営規約

(名称)

第1条 本会は、十和田地区オフィス町内会と称する。

(対象地域)

第2条 本会の対象地域は、十和田市、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町、五戸町、新郷村とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、有限会社遠藤商店（十和田市東十六番町5番3号）に置く。

(目的)

第4条 本会は、事業を営む者と古紙回収業者が協力して、事業所・オフィスから排出される古紙の効率的な回収・リサイクルを行うことにより、地域におけるリサイクルの推進及び循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の事業所・オフィスからの古紙の回収に関すること。
- (2) 古紙リサイクルに関する情報提供に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第6条 本会の会員は、次の排出事業者会員及び回収事業者会員で構成する。

- (1) 排出事業者会員 第2条に掲げる対象地域で事業を営む法人若しくは個人、又はオフィス賃貸ビルの所有者等で、第4条の目的に賛同した者。ただし、原則として既に古紙回収業者と有償売買契約している者は除く。
- (2) 回収事業者会員 本会の運営する回収便による古紙回収を行う者。

(排出事業者会員の入退会)

第7条 排出事業者会員になろうとする者は、本規約を承認の上、本会に入会申込書（様式1）を提出しなければならない。

- 2 排出事業者会員が本会を退会しようとするときは、書面をもって行う。
- 3 排出事業者会員が1年以上古紙分別回収への参加がないときは、退会したものとみなす。

(総会)

第8条 総会は、会員をもって構成し、原則として毎事業年度（4月～3月）1回、事務局代表が招集して開催する。

2 総会の議長は、事務局代表が務める。

3 総会は出席会員をもって成立するものとする。

4 総会の議決は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会は、次の事項を審議し、議決する。

(1) 事業報告

(2) 本規約の制定及び改定

(3) その他本会の運営に関する重要な事項

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するために事務局を設置し、有限会社遠藤商店がこれを務める。

2 事務局に事務局代表1名及び副代表若干名を置く。

3 副代表は事務局代表を補佐し、事務局代表に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ事務局代表が指名した順によってその職務を代行する。

(古紙回収システム)

第10条 古紙の回収は、回収事業者会員が、複数の排出事業者会員の事業所・オフィスを効率的・経済的に巡回する回収便により行う。ただし、機密文書の回収は行わない。

2 古紙の分別回収は次の区分を基本とし、排出事業者会員と回収事業者会員が協議して定める。

○一般古紙

①段ボール

②新聞等（新聞、チラシ、コピー用紙）

③雑誌

④ミックス系（①、②、③を除く書籍、封筒、紙製ファイル等）

3 排出事業者会員は、事業所・オフィス内において分別した古紙を区分ごとに、原則として1建物につき1箇所に集積する。

4 回収日、回収頻度等の回収に係る事項は、回収事業者会員と排出事業者会員が協議して定める。

(回収費用)

第11条 一般古紙の回収費用は無料とする。

2 排出事業者会員から回収し、製紙会社へ売却した古紙の代金は、回収事業者会員の収入とし、回収費用に充てる。

(回収数量報告)

第 12 条 回収事業者会員は、前月の回収数量を翌月末日までに事務局へ報告する。

(補則)

第 13 条 この規約の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、平成 23 年 8 月 31 日から施行する。

附則

この規約は、平成 25 年 2 月 4 日から施行する。

附則

この規約は、令和 4 年 1 月 14 日から施行する。

